

八掲示 第 3 号

## 公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、貨物の積卸及び交通場所を下記のとおり、変更したので、関税法施行令第22条第1項の規定により公告する。

令和3年4月 1日

八代税関支署長 橋本 直樹

記

### 水俣港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

#### 1. 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
水 俣 港	(1) 緑ふ頭岸壁 (水深 6.5m 岸壁 210m)	水俣市大字月浦字前田 54 番 166	
	(2) 汐見岸壁 (水深 10.0m 岸壁 185m、水深 7.5m 岸壁 130m)	水俣市汐見町1丁目 231 番地 12 号	

#### 2. 船用品及び携帯品の積卸場所並びに船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
水 俣 港	(1) 緑鼻浮桟橋	水俣市大字月浦字前田 54 番 179	ただし、(2) 及 び (3) の岸壁 に接岸した船舶 にその接岸場所 から直接積卸又 は交通する場合 に限る。
	(2) 緑ふ頭岸壁 (水深 6.5m 岸壁 210m)	水俣市大字月浦字前田 54 番 166	
	(3) 汐見岸壁 (水深 10.0m 岸壁 185m、水深 7.5m 岸壁 130m)	水俣市汐見町1丁目 231 番地 12 号	